

動産総合保険

2018年(平成30年)1月

約款冊子（普通保険約款・特約）

ごあいさつ

このたびは共栄火災にご契約いただきありがとうございます。

この冊子には、保険契約の内容につきまして大切な事柄が記載されておりますので、ご契約内容をご確認のうえ、保険証券とともに大切に保管ください。

共栄火災は、いざという時、お客様の身になって事故の解決にあたることをモットーとし、一層のサービス向上に努めてまいりますので、今後ともお引立てのほど、よろしくお願い申し上げます。



SC100480-(17.09)①

1. 保険証券を今一度お確かめください

お届けいたしました保険証券の記載事項およびご契約内容に誤りはございませんでしょうか。

もし、誤りやお気付きの点がございましたら、お手数でも取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

2. ご契約内容の変更について

ご契約内容に変更があった場合は、取扱代理店または共栄火災へご連絡のうえ所定の手続きをお取りください。

その他、保険証券もしくは保険契約申込書の記載事項に変更があると思われる場合は、取扱代理店または共栄火災へお問い合わせください。

3. 万一、事故にあわれましたら

事故が発生したときはすみやかに取扱代理店または共栄火災へご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。

ご通知が遅れますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

4. 被保険者の方にもご契約の内容をお伝えください

ご契約者以外にも保険の補償を受けられる方(被保険者)がいらっしゃる場合は、その方にもご契約の内容をお伝えください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

<目次兼特約適用表>

1. この冊子に記載された特約については、保険証券の「特約・割増引」欄に表示されている場合に適用されます。なお、保険証券には簡易な表示をしておりますので、下記の<目次兼特約適用表>でご確認ください。

2. この冊子に記載された特約のほか適用すべき特約がある場合は、保険証券に貼付されたものが適用されます。

保険証券の表示または特約が適用される場合	特 約	頁
「修理付帯費用補償」 ※原則としてすべてのご契約に適用されます。	または「45」 修理付帯費用保険金補償特約	7
「万引対象外」 ※すべてのご契約に適用されます。	または「26」 万引き危険補償対象外特約	7
「冷凍・温度変化」 「冷凍・冷蔵物温度変化損害補償特約」が付帯されないすべての契約に適用されます。	または「HE」 冷凍・冷蔵物温度変化損害補償特約	7
「共同保険」	または「00」 共同保険に関する特約	8
「協定保険額」	または「01」 協定保険額特約	8
「免責金額設定」	または「02」 免責金額設定特約	8
「水災（小損害額免責）」	または「12」 水災危険補償特約（小損害額免責）	8
「電気的事故補償」	または「15」 電気的事故補償特約	9
「機械的事故補償」	または「16」 機械的事故補償特約	9
「修理危険補償」	または「21」 修理危険補償特約	9
「臨費対象外・現金以外」	または「23」 臨時費用補償対象外特約（現金以外用）	9
「詐欺・横領危険補償」	または「24」 詐欺・横領危険補償特約	9
「使用人不正行為対象外」	または「25」 使用人等の不正行為補償対象外特約	9
「管球類単独損害対象外」	または「28」 管球類単独損害危険補償対象外特約	9
「運送中破損対象外」	または「34」 運送中の破損危険補償対象外特約	9
「美術品（落格対象外）」	または「37」 格落損害補償対象外特約	10
「美術品（落格補償）」	または「38」 美術品損害額特約	10
「現金動産総合」	または「40」 現金動産総合特約	10
「耕工作車」	または「43」 耕工作車特約	11
「楽器」	または「46」 楽器特約	11
「日付変更損害対象外」	または「82」 日付変更に関する損害補償対象外特約（一般保険用）	11
「長期保険」	または「94」 長期保険特約	11
「保険料払込みに関する」	または「ZV」 保険料の払込みに関する特約	12
「保険料の払込みに関する特約」が付帯される場合に適用されます。 (払込方法欄に「一般分割」の表示がある場合に適用されます。) (払込方法欄に「大口分割」の表示がある場合に適用されます。)	追加保険料の払込みに関する特約 保険料分割払特約（一般用） 保険料分割払特約（大口用） テロ危険補償対象外特約	14 15 16 17
下記に該当する契約の場合に適用されます。ただし、個人所有の生活用動産に対しては、この特約は適用されません。 ・全社分保険金額が10億円以上の契約 ・一般物件・倉庫物件の場合で1建物の全社分保険金額が10億円以上の建物内に保険の対象がある契約 ・工場物件の場合で1敷地内の全社分保険金額が15億円以上の敷地内に保険の対象がある契約		

動産総合保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、すべての偶然な事故によって保険証券記載の保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取扱いに必要な費用（取りこわし費用、取扱い清掃費用および搬出費用を含みます。以下「残存物取扱い費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取扱い費用保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次の①～⑪のいずれかに該当する損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取扱い費用保険金を含みます。以下同様とします。）を支払いません。

- ① 直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を含みます。）によって生じた損害
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつて発見し得なかつた欠陥によって生じた損害を除きます。
- ⑦ 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由によって生じた損害
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下⑨において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害
- ⑩ 保険の対象に加工（修理を除きます。以下⑩において同様とします。）を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ⑪ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

第3条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、特約がある場合を除き、次の①～⑥のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下②において同様とします。）が発生した場合を除きます。
- ② 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- ③ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ④ 保険の対象の置き忘れたは紛失によって生じた損害
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等の水災によって生じた損害

第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。）によって定めます。なお、「保険の対象の価額」とは、次の①～③に掲げる額をいいます。以下同様とします。
 - ① 保険の対象の再調達価額（保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、定期的に修理、改良等が施され、使用可能期間が延長されていると認められる場合は、その減価額は、再調達価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ② ①の規定にかかるわらず、保険の対象が商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下②において同様とします。）である場合は、その再仕入価額とします。ただし、その商品・製品等が展示品、死蔵品（デッドストック）等に該当し、使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引く必要がある場合は、再仕入価額からこれを差し引きます。この場合において、その減価額の限度は、①の規定を準用します。
 - ③ ①・②の規定にかかるわらず、保険の対象が貴金属、宝石もしくは書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、その市場価額とします。
- (2) (1)の場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

損害の額	= 修理費（損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。） - 修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（次の①・②のいずれかに該当する額を限度とします。）	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（次の①・②のいずれかに該当する額を限度とします。）
------	--	--

- ① 修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、定期的に修理、改良等が施され、使用可能期間が延長されていると認められる場合は、その増加額は、再調達価額の50%に相当する額を限度とします。
- ② ①の規定にかかるわらず、保険の対象が①②・③に掲げる物である場合は、修理によって保険の対象の価額が増加することはないものとします。ただし、保険の対象である①②に掲げる物

が展示品、死蔵品（デッドストック）等に該当する場合において、その増加額があるときは、①の規定を準用します。

(3) 盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)・(2)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。

(4) 保険証券記載の保険の対象が一組または一对のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当会社は、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額を決定します。この場合において、その部分の修理費が保険価額を超過する場合を除いては、いかなる場合でも全損（保険の対象の損傷を修理することができない場合または損害の額もしくは修理費が保険価額以上となる場合をいい、保険の対象が盗難され、発見できなかった場合を含みます。以下同様とします。）とはみしません。

(5) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、(1)～(4)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

(6) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{損害保険金の額} = \frac{\text{(1)～(4)の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{保険金額}$$

(7) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

$$\text{臨時費用保険金の額} = \frac{\text{第1条(1)の損害保険金}}{\text{支払割合 (30\%)}}$$

(8) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(9) (7)・(8)の場合において、当会社は(7)・(8)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第5条（推定全損）

保険の対象を積載している輸送用具が行方不明となった場合において、その輸送用具が行方不明となった日からその日を含めて60日を経過してもなお保険の対象が発見されないときは、その輸送用具が行方不明となった日に、保険の対象が第1条（保険金を支払う場合）の事故によって全損となったものと推定します。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支

払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)・(2)の規定を適用して算出した額とします。

第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2 以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条（保険金の支払額）(5)・(6)の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終ります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかっただけの場合は（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないものもしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めると限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があったことを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険証券記載の保険の対象の用途または主たる保管場所を変更したこと。

② 保険証券記載の主たる保管場所の構造または用途を変更したこと。

③ ①・②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせた事実（告知事項のうち、保険契約締結際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実

に限ります。)が発生したこと。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるとときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第13条(保険の対象の調査)

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを保管する場所を調査することができます。

第14条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次の①・②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第34条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもつて、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア、～オ、のいずれかに該当すること。
- ア、反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
- イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①～③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3) (1)・(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当することにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア、～オ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)・(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)・(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還一無効または失効の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還一取消しの場合）

- 第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還一解除の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)・(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、中途更改（保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。）により保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた場所を調査することまたはその場所に保管されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時的に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免賃金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。なお、「免賃金額」とは、被保険者の自己負担額をいいます。）を除き、当会社は、これを負担します。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から同条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{損害の額} = \boxed{\text{第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額}} - \boxed{\text{損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額}}$$

- (4) 第4条（保険金の支払額）(6)、第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第6条(1)の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第27条（損害防止義務および損害防止費用）(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第28条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第4条（保険金の支払額）(3)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第4条（保険金の支払額）(3)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第29条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑥の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 損害見積書
 - ⑤ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければ

なりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)・(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①～④に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

第31条 (現物による支払)

当会社は、保険の対象の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第32条 (時効)

保険金請求権は、第29条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の①・②の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)・(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合におい

て、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第34条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)～(3)の規定を適用します。

第35条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1

他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額
2	第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第1条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。
既経過期間 割合(%)

7日まで	10
15日まで	15
1ヶ月まで	25
2ヶ月まで	35
3ヶ月まで	45
4ヶ月まで	55
5ヶ月まで	65
6ヶ月まで	70
7ヶ月まで	75
8ヶ月まで	80
9ヶ月まで	85
10ヶ月まで	90
11ヶ月まで	95
1年まで	100

動産総合保険特約

45. 修理付帯費用保険金補償特約

第1条 (修理付帯費用保険金を支払う場合)

当会社は、火災、落雷または破裂・爆発の事故によって保険の対象（主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内である保険の対象を除きます。以下同様とします。）に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次の①～⑦のいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下②において同様とします。）
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤において「復旧期間」といいます。）を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑥において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第2条 (修理付帯費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を前条の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等（第1条（修理付帯費用保険金を支払う場合）の修理付帯費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円（他の保険契約に、1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額（以下②において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する額を修理付帯費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた

残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）の規定中「保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取扱費用保険金をいいます。以下同様とします。）」とあるのは「保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取扱費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。）」と読み替えるものとします。

26. 万引き危険補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかわらず、万引きその他保険証券記載の保管場所に不法に侵入しなかった者または暴行もしくは脅迫をしなかった者によって行われた盗難（強盗、窃盗またはこれらの中をいいます。）によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

HE. 冷凍・冷蔵物温度変化損害補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備（機械的に温度を下げる装置または設備をいいます。以下同様とします。）の破壊・変調または機能停止（不測かいつ突発的な電気供給の停止による機能停止を含みます。）によって発生した温度変化による損害（以下「温度変化による損害」といいます。）に対し、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる損害のほか、次の(1)～(4)の損害に対しても、保険金を支払いません。

- (1) 冷凍・冷蔵装置または設備が正常に稼働している間、または正常に稼働しうる状態の間に発生した温度変化による損害
- (2) 冷凍・冷蔵装置または設備の容量を超える量の冷凍・冷蔵物が収容されたことによる冷凍・冷蔵機能の低下によって生じた損害
- (3) 冷凍・冷蔵装置または設備に通常行われるべきメインテナンス等が行われていないことによって生じた損害
- (4) 冷凍・冷蔵装置または設備の経年による機能の低下によって生じた損害

第3条 (他の特約との関係)

(1) 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる事故に対して保険金を支払う特約（以下「拡張補償特約」といいます。）が付帯されている場合には、当会社は、拡張補償特約で補償する事故を原因とする温度変化による損害に対しても、拡張補償特約の規定に従い保険金を支払います。

(2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故の一部を補償の対象外とする特約（以下「補償対象外特約」といいます。）が付帯されている場合には、当会社は、補償対象外特約に掲げる事故を原因とする温度変化による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

冷凍・冷蔵物温度変化損害補償対象外特約

当会社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物について、温度変化のために生じた損害に対しては、

その原因がこの保険契約で補償する事故であると否とを問わず、保険金を支払いません。

00. 共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての保険証券記載の保険会社のために次の①～⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
- ⑩ ①～⑨の事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩の事項は、全ての保険証券記載の保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての保険証券記載の保険会社に対して行われたものとみなします。

01. 協定保険価額特約

第1条 (保険価額)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険の対象の額をもって保険価額とします。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

02. 免責金額設定特約

第1条 (免責金額の適用)

(1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款の規定の一部を次の①～③のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款第4条（保険金の支払額）(5)の規定中「(1)～(4)の規定による損害の額」とあるのは「(1)～(4)の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（被保険者の自己負担額をいいます。以下(6)および別表1において同様とします。）を差し引いた額」

② 普通保険約款第4条(6)の規定中「(1)～(4)の規定による損害の額」とあるのは「(1)～(4)の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた額」

③ 普通保険約款別表1の規定中「損害の額」とあるのは「損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額）を差し引いた額」

(2) 保険の対象が全損となった場合または火災もしくは破裂・爆発によって保険の対象について損害が生じた場合は、(1)の規定を適用しません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

12. 水災危険補償特約（小損害額免責）

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）⑥の規定にかかわらず、台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条 (小損害額の免責)

- (1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定は保険の対象を収容する建物ごとに適用し、また、建物内収容以外の保険の対象については、その全体について、1敷地内ごとに適用します。
- (3) (1)・(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4) (1)～(3)の規定によってそれぞれ差し引く額の合計額（ただし、損害の額が1万円以下のものの差し引く額は、これを除いて計算します。）が1回の事故につき、1敷地内において50万円を超えるときは、これを50万円とします。
- (5) (1)～(4)の規定にかかわらず、この保険契約に水災によって保険の対象について生じた損害に対する免責金額（被保険者の自己負担額をいいます。以下(5)において同様とします。）の設定がある場合には、その免責金額を適用します。

第3条 (普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第4条 (特約保険料の返還)

この特約の保険料の返還については、普通保険約款の規定を適用します。この場合において、普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)および第25条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定中「別表2に掲げる短期料率」とあるのは「水災危険補償特約（小損害免責）の別表に掲げる特別短期料率」と読み替えるものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別 表

特 別 短 期 料 率 表

特別短期料率は、特約の年料率に下記割合を乗じたものとします。

1 既経過期間が6月から11月までの間にのみある場合

既経過期間	割合 (%)
1か月までの場合	50
1か月を超え2か月までの場合	80
2か月を超える場合	100

2 既経過期間が12月から5月までの間にのみある場合は、既経過期間を問わず、30%

3 既経過期間が6月から11月までの間および12月から5月までの間の双方にわたる場合

(1) 既経過期間が1か月までの場合

6月から11月までの間の既経過期間日数	割合 (%)
15日までの場合	40
15日を超える場合	50

(2) 既経過期間が1か月を超え2か月までの場合

6月から11月までの間の既経過期間日数	割合 (%)
15日までの場合	55

15日を超える場合	80
(3) 既経過期間が2か月を超える場合	
6月から11月までの間の既経過期間日数	割合(%)
15日までの場合	55
15日を超えて30日までの場合	80
30日を超えて45日までの場合	95
45日を超える場合	100

15. 電気の事故補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定にかかるらず、偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

16. 機械的事故補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定にかかるらず、偶然な外來の事故に直接起因しない機械的事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険の対象についての履行事項)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について、次の①～③に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 常に良好な運転状態を維持するために整備すること。
- ② 故意にまたは習慣的に過度の運転もしくは過負荷の状態におかないこと。
- ③ 保安および運転に関する法令その他の規則を守ること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)①～③の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

21. 修理危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）①の規定にかかるらず、保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

23. 臨時費用補償対象外特約（現金以外用）

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかるらず、この特約に従い、臨時費用保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

24. 詐欺・横領危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）③の規定にかかるらず、詐欺または横領によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者の親族が行ったまたは加担した詐欺または横領による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

25. 使用人等の不正行為補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかるらず、次の①～③のいずれかに該当する者の同居の親族または使用人が単独でまたは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、恐喝その他の不正行為によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

① 被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

③ ①・②のいずれかに該当する者の法定代理人

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

28. 管球類単独損害危険補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかるらず、すべての偶然な事故により保険証券記載の保険の対象のうち、真空管、電球、ブラウン管、ネオンサイン装置等の管球類が単独で破損または汚損することによって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

34. 運送中の破損危険補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかるらず、保険証券記載の保険の対象が運送（輸送途上における積替のための一時保管を含みます。）されている間に生じた破損、曲がり、ゆがみ、たわみ、へこみ、すり傷、かき傷、欠け傷、塗料の剥がれ落ち、汚損、しみその他類似の事由（火災、破裂もしくは爆発または輸送用具の脱線、転覆、墜落、他物との衝突、沈没、座礁もしくは座州によって生じた場合を除きます。なお、「破裂もしくは爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいい、「他物」とは、水上における水、陸上における軌道または路面を除きます。）によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

37. 格落損害補償対象外特約

第1条 (保険価額の規定)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険の対象の価額をもって保険価額とします。

第2条 (保険金を支払わない場合—性質・温度変化等による損害)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、次の①・②のいずれかに該当する損害に対して、この特約に従い、保険金を支払いません。

① 危険、ひび割れ、すり傷、かき傷、さけ傷、しわ、剥がれ、肌落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、変色、退色、つやびけその他類似の事由によって生じた損害。ただし、偶然な外来の事故によって生じた場合を除きます。

② 温度または湿度の変化によって生じた損害。ただし、火災が発生した場合を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—格落損害)

(1) 当会社は、保険証券記載の保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）について損害が生じた場合は、損害を受けた部分の修理費に対してのみ保険金を支払うものとし、格落損害（損害が生じたことによる保険の対象の価額の下落をいいます。以下(1)において同様とします。）に対しては、保険金を支払いません。この場合において、保険の対象の「損害の額」および「修理費」は、普通保険約款第4条（保険金の支払額）(1)・(2)の規定によることとし、これらに格落損害の額は含まれません。

(2) 当会社は、(1)の修理費が保険金額を超える場合または保険の対象を修理もしくは補修することができない場合は、保険金額を限度とし、その損害に対して、保険金を支払います。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

38. 美術品損害額特約

第1条 (損害保険金の支払額)

当会社は、この特約に従い、次の①・②に掲げる額を普通保険約款第4条（保険金の支払額）(1)・(2)の損害の額とみなして同条の規定を適用します。この場合において、「保険価額」および「保険の対象の価額」は、同条(1)・(2)の規定によることとします。

① 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合において、格落損害（損害が生じたことによる保険の対象の価額の下落をいいます。以下①において同様とします。）が生じたときは、次の算式によって算出した額。ただし、修理後の保険の対象の価額が損害が生じた状態における保険の対象の価額より低くなつた場合を除きます。

$$\text{損害の額} = \boxed{\text{普通保険約款第4条(2)の規定により算出した額}} + \boxed{\text{格落損害の額 (保険価額から修理後の保険の対象の価額を差し引いた残額)}}$$

② 損害が生じた保険の対象を修理することができない場合または①ただし書の場合は、次の算式によって算出した額

$$\text{損害の額} = \boxed{\text{保険価額}} - \boxed{\text{損害が生じた状態における保険の対象の価額}}$$

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

40. 現金動産総合特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ほ 保管中	保険証券および付属明細書（以下「保険証券」といいます。）記載の店舗または事務所において、被保険者の名義または責任で保険の対象が保管されている間をいいます。
ゆ 輸送中	被保険者の名義または責任で保険の対象を輸送している間をいいます。ただし、この場合の輸送方法は、護送便、携行便（徒歩およびすべての輸送用具、交通機関の利用を含みます。）、荷留郵便、自動車貨重品扱、鉄道貨重品扱または航空貨重品扱によるものとします。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定による保険金を支払う場合（普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の場合を除きます。）のほか、被保険者および被保険者の使用人以外の者に輸送を委託した場合に限り、輸送中に生じたそれぞれの荷造りごとの不着（原因不明の不着を含みます。）に起因して保険の対象について生じた損害に対して、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）④の規定にかかわらず、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 被保険者は、(1)の損害の発生を知った場合において、運送人、運送取扱人その他第三者に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をしなければなりません。
- (3) 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定による保険金を支払わない場合のほか、次の①・②のいずれかに該当する損害に対して、保険金を支払いません。

- ① 原因がいかなる場合でも、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的、会計的間違いによって保険の対象について生じた損害。
- ② 被保険者の使用人（臨時雇を含みます。）が単独でまたは第三者と共にもしくは加担して行った窃盗、強盗、恐喝、背任等によって保険の対象について生じた損害。

第4条 (保険金額)

この特約の保険金額は、保険証券記載の額とします。

第5条 (損害の額の算定基準)

普通保険約款第4条（保険金の支払額）(1)・(2)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき損害が生じた場合における保険の対象の損害の額の算定基準は、次の①・②のいずれかによるものとします。

- ① 日本国貨紙幣については、その額面金額
- ② 外国貨紙幣については、当会社が保険金を支払うべき事故による損害が発生した日の前日（その日に建値がない場合は、翌日（遅く最も近い日））の株式会社三菱東京UFJ銀行本店における電信売相場の終値

第6条 (支払限度額)

当会社は普通保険約款第4条（保険金の支払額）(5)・(6)の規定にかかわらず、次の①・②に定める額を限度とし、保険の対象について生じた損害の額を損害保険金として支払います。

- ① 保管中
保険証券記載のそれぞれの店舗ごとの保険金額（保険金額を下回って、支払限度額を設定した場合はその金額）
- ② 輸送中
保険証券記載の一輸送一事故支払限度額。なお、輸送中の保険の対象について生じた損害に対して当会社が損害保険金を支払った場合でも、普通保険約款第34条（保険金支払後の保険契約）の規定は適用しません。

第7条（帳簿の閲覧）

当会社は、いつでも被保険者の保管する保険の対象に関する帳簿その他の書類の閲覧を求めることがあります。

第8条（普通保険約款に掲げる臨時費用保険金との関係）

この特約においては、普通保険約款に掲げる臨時費用保険金の支払に関する規定は、これを適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

43. 耕工作車特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、保険期間開始の時に、保険の対象が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する登録車両番号の指定または市町村長（東京都特別区の場合は都知事）交付の標識（臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。以下「登録等」といいます。）を受けていないことを条件として保険の対象について生じた損害に対して、保険金を支払います。

(2) (1)の条件に反するときは、この保険契約は無効とします。

第2条（保険契約の失効）

(1) この保険契約の保険期間中において、保険の対象が、登録等を受けた場合は、保険契約はその時から効力を失います。

(2) (1)により、保険契約が効力を失った場合は、保険契約者または被保険者は未経過期間に対する保険料の返還を請求することができます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

46. 楽器特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険の対象のうち、楽器について生じた次の①・②のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と一緒に損害を受けた場合は除きます。

② 音色または音質の変化

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

82. 日付変更に関する損害補償対象外特約（一般保険用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①～⑤のいずれかに該当する事由によって生じた、または次の①～⑤のいずれかに該当する事由に関連したいかなる請求、損害、傷害、損失、費用または責任債務の履行（契約責任、不法行為責任等、その責任の発生原因を問いません。）に対しては保険金を支払いません。

① 西暦1999年から西暦2000年への年、日付もしくは時刻のデータまたは情報の処理、変換または置き換えに関連して集積回路、マイクロチップ、情報機器または情報システム（被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。以下「コンピューター等」といいます。）に生じた誤作動または機能喪失

② ①以外の年、日付もしくは時刻の変更に関連してコンピューター等に生じた誤作動または機能喪失

③ ①・②の年、日付もしくは時刻のデータまたは情報の処理、変換または置き換えに備え、もしくは対処するためにコンピューター等に施した（試行を含みます。）サービスまたは被保険者に対して行ったアドバイスによる誤作動または機能喪失

④ ①の年、日付もしくは時刻のデータまたは情報の処理、変換または置き換えに関する被保険

者または第三者による作為、不作為または決定に起因して発生したいかなる財物または機器の不使用または利用不能

⑤ ①・②に規定する誤作動または機能喪失の発生時期については、それぞれの年、日付または時刻の変更の前後を問わないものとします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款および特約の規定を適用します。

94. 長期保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
け 契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
み 未経過料率係数	別表に掲げる未経過料率係数をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載がある場合に適用されます。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条および第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）の規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この特約により、保険期間が1年を超える保険契約について、保険期間に応じて計算されたこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に(1)の保険料を払い込まなければなりません。

第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が保険料を払い込む前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第6条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第22条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(2)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第8条（保険料の返還－解除の場合）

次の①～⑤のいずれかに該当する規定により、当会社または保険契約者が保険契約を解除した場

合には、普通保険約款第25条（保険料の返還・解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第9条（告知義務）(2)
- ② 普通保険約款第10条（通知義務）(2)・(6)
- ③ 普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
- ④ 普通保険約款第19条（重大事由による解除）(1)
- ⑤ 普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(3)

第9条（保険料の返還または請求・料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第10条（保険料の返還・保険金を支払った場合）

普通保険約款第34条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

未経過料率係数表

保険期間 経過年月数	2年	3年
0年 6か月	63%	75%
0年12か月	47%	64%
1年 6か月	24%	49%
1年12か月	0%	31%
2年 6か月		17%
2年12か月		0%

(注1)経過年月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2)上表に記載のない保険期間および経過年月数については、上表に準じて決定します。

ZV. 保険料の払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
い い 一時払	この保険契約に定められた総保険料を一時に払い込む方法をいいます。
か か 会員規約等	クレジットカード発行会社の会員規約等をいいます。
く く クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
し し 指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。

初回保険料	次の①・②のいずれかに該当する保険料をいいます。 ① 保険料の払込方法が分割払（一般）または分割払（大口）の場合の第1回保険料 ② 保険料の払込方法が一時払または長期一括払の場合の保険料
初回保険料払込期日	第3条（保険料の払込方法）(2)に定める初回保険料の払込期日をいいます。
ち 長期一括払	保険期間が1年を超える保険契約について、保険期間に応じて計算されたこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込む方法をいいます。
て 提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ 分割払（一般）	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む方法をいい、保険証券に一般分割と記載のあるものをいいます。
分割払（大口）	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む方法をいい、保険証券に大口分割と記載のあるものをいいます。
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
み 未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次の①～④のいずれかの方法により保険料を払い込むこととします。ただし、②については、口座振替またはクレジットカードによって保険料を払い込む場合に限ります。
 - ① 一時払
 - ② 分割払（一般）
 - ③ 分割払（大口）
 - ④ 長期一括払
- (2) 保険契約者は、次の①・②に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。
 - ① 初回保険料である場合は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
 - ② 保険料の払込方法が分割払（一般）または分割払（大口）の場合の第2回以降の保険料であるときは、初回保険料払込期日以降に到来する毎回の払込期日

第4条（保険料の払込み・口座振替）

- (1) 保険契約者が口座振替により保険料を払い込む場合には、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①・②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に、保険期間の初日までに設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が保険期間の初日までになされていること。
- (2) 保険料の払込みは、払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (3) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、払込期日の前日までにその払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- (5) 保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が提供金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日とみなして(1)~(4)の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) 保険契約者が口座振替により保険料を払い込む場合において、保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条 (保険料の払込みークレジットカード払)

- (1) 保険契約者がクレジットカードにより保険料を払い込む場合には、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者または会員として認められた法人と保険契約者が同一でなければなりません。
- (2) 保険契約者から、クレジットカードによる保険料の払込みの申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- (3) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社からその払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (4) (3)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がクレジットカード発行会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求しません。
- (5) 当会社がクレジットカード発行会社から払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者は、当会社が承認しないかぎり、その時以降の保険料をクレジットカードによって払い込むことはできません。
- (6) (5)の場合には、保険契約者は、その払込期日の属する月の翌月末までに未払込保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (初回保険料払込み前の事故の取扱い)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前に生じた事故による損害、費用または損失に対して、普通保険約款第8条(保険責任の始期および終期) (3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約の保険料領収前に生じた事故による損害、費用または損失の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の払込みを怠っていた場合において、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払請求が行われるとときは、当会社は、保険契約者が既に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害、費用または損失に対する保険金を支払います。
- (4) 事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、費用または損失に対して保険金を支払います。
- (5) (4)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第7条 (第2回以降の保険料払込み前の事故の取扱い)

保険契約者が事故の発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠ってい

た場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払請求が行われるときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害、費用または損失に対する保険金を支払います。

第8条 (保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき保険料(注1)の払込みを怠った場合は、次の①・②に定める日以後に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険金を支払いません。

① 払い込むべき保険料が初回保険料である場合(注2)は、保険期間の初日

② 払い込むべき保険料が第2回以降の保険料である場合は、その保険料の払込期日の翌日

(注1) 第5条(保険料の払込みークレジットカード払) (6)の場合は、未払込保険料の全額とします。

(注2) 第5条(6)の場合は、未払込保険料に初回保険料が含まれるときとします。

第9条 (解除ー保険料不払の場合)

(1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料(注)の払込みがない場合

② 保険料の払込方法が分割払(一般)または分割払(大口)の場合において、次のア・イに掲げる事実がすべてあったとき

ア、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

イ、ア、の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア、の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

(注) 第5条(保険料の払込みークレジットカード払) (6)の場合は、未払込保険料の全額とします。

(2) (1)の解除は、次の①・②の時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合(注)は、保険期間の初日

② (1)による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(注) 第5条(保険料の払込みークレジットカード払) (6)の場合は、未払込保険料に初回保険料が含まれるときとします。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、次の①・②のいずれかに該当する返還すべき保険料があるときは、当会社は、その額を返還します。

① 保険料の払込方法が一時払または長期一括払の場合
既に払い込まれた保険料の全額

② 保険料の払込方法が分割払(一般)または分割払(大口)の場合
既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) (1)の規定により初回保険料の払込みがないことにより解除された保険契約について、第6条(初回保険料払込み前の事故の取扱い) (4)の規定により既に支払った保険金がある場合には、当会社は、その返還を請求することができます。

第10条 (分割払(一般)または分割払(大口)における特則)

(1) 保険料の払込方法が分割払(一般)または分割払(大口)の場合において、保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったときには、前条(2)①の規定にかかわらず、その払込期日の前月の払込期日から解除の効力が生じるものとします。

(2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害、費用または損失に対して、当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険料の返還または請求－普通保険約款における解除等の場合）

- (1) 保険料の払込方法が一時払の場合において、未払込保険料があるときは、当会社は、未払込保険料が払い込まれた後、次の①～④の規定により、保険料を返還します。
- ① 普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(6)
 - ② 普通保険約款第22条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)
 - ③ 普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）
 - ④ 普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）
- (2) (1)②・④の規定により当会社が保険料を返還すべき場合において、未払込保険料があるときは、当会社は、未払込保険料が払い込まれる前に、次の算式によって算出した額を請求することができます。

$$\text{請求する保険料} = \text{未払込保険料} - (1)(2) \cdot (4) \text{の規定により算出した額}$$

(3) 保険料の払込方法が長期一括払の場合において、未払込保険料があるときは、当会社は、未払込保険料が払い込まれた後、次の①～⑦の規定により、保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(6)
- ② 普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(1)
- ③ 長期保険特約第5条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）
- ④ 長期保険特約第6条（保険料の返還－失効の場合）
- ⑤ 長期保険特約第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）
- ⑥ 長期保険特約第8条（保険料の返還－解除の場合）
- ⑦ 長期保険特約第10条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

(4) (3)④・⑥・⑦の規定により当会社が保険料を返還すべき場合において、未払込保険料があるときは、当会社は、未払込保険料が払い込まれる前に、次の算式によって算出した額を請求することができます。

$$\text{請求する保険料} = \text{未払込保険料} - (3)(4) \cdot (6) \cdot (7) \text{の規定により算出した額}$$

第12条（保険金支払の場合の保険料の払込み）

この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第34条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

追加保険料の払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
し し	指定口座 保険契約者の指定する口座をいいます。
つ つ	追加保険料 第3条（追加保険料の払込み）(1)の規定により一時に払い込む追加保険料をいいます。
	追加保険料払込期日 第3条（追加保険料の払込み）(2)に定める追加保険料の払込期日をいいます。

て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
は	払込期日	変更手続き完了のお知らせ（承認書）記載の追加保険料払込期日をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料および追加保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料の払込みに関する特約が適用されている場合に適用されます。

第3条（追加保険料の払込み）

(1) 次の①～③のいずれかに該当する場合において、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(6)または普通保険約款に付帯された他の特約の規定により当会社が追加保険料を請求するときは、保険契約者は、追加保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

- ① 普通保険約款第9条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合
- ② 普通保険約款第10条（通知義務）(1)の事実の発生により危険増加が生じた場合
- ③ 普通保険約款第21条(6)の規定により保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合

(2) 保険契約者は、次の①・②に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

- ① (1)①・②の場合において、(1)の規定により当会社が請求する追加保険料であるときは、その請求の日の属する月の翌月の払込期日
- ② (1)③の場合において、(1)の規定により当会社が請求する追加保険料であるときは、保険契約条件の変更日(注)の属する月の翌月の払込期日

(注)保険契約者が(1)③の通知および承認の請求を行った日以降の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(3) 保険契約者が(1)③の通知および承認の請求を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いて、保険契約者はこれを撤回することはできません。

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)・(4)・(5)・(7)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約の追加保険料領収前に生じた事故による損害、費用または損失の取扱いに関する規定は適用しません。

第4条（追加保険料の払込み－口座振替）

(1) 保険契約者が口座振替により追加保険料を払い込む場合には、保険料の払込方式が口座振替であるときには限ります。

(2) 追加保険料の払込みは、追加保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

(3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(4) 保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(5) 保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその追加保険料の払込期日とみなして(1)～(4)の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(6) 保険契約者が口座振替により追加保険料を払い込む場合において、追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条 (追加保険料の払込みークレジットカード払)

- (1) 保険契約者がクレジットカードにより追加保険料を払い込む場合には、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者または会員として認められた法人と保険契約者が同一でなければなりません。
- (2) 保険契約者から、クレジットカードによる追加保険料の払込みの申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる追加保険料の払込みを承認した時をもって、追加保険料が払い込まれたものとみなします。
- (3) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

- (4) (3)①の追加保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がクレジットカード発行会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に請求しません。

第6条 (追加保険料払込み前の事故の取扱い)

- (1) 追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も追加保険料の払込みを怠った場合は、次の①～③の定めるところによります。
- ① 次条①の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ② ①の規定は、普通保険約款第10条(通知義務)①の事実の発生により危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害、費用または損失については適用しません。
- ③ 第3条(追加保険料の払込み)①③の場合において、保険契約者が同条の規定による追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した追加保険料払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払請求が行われるときは、当会社は、保険契約者が既に到来した追加保険料払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害、費用または損失に対する保険金を支払います。

第7条 (解除ー追加保険料不払の場合)

- (1) 第3条(追加保険料の払込み)①②のいずれかに該当し、同条の規定により当会社が追加保険料を請求した場合において、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその追加保険料の払込みがないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) ①の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) ①の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、次の①・②のいずれかに該当する返還すべき保険料があるときは、当会社は、その額を返還します。
- ① 保険料の払込方法が一時払、分割払(一般)または分割払(大口)の場合
未経過期間に対し日割をもって計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額
- ② 保険料の払込方法が長期一括払の場合
この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する長期保険特約に規定する未経過料率係数を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および

これに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約 (一般用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義	
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険証券に一般分割の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条(保険料の返還または請求)①までの規定および第8条(保険金支払の場合の保険料の払込み)の規定は、これを適用しません。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条 (初回保険料払込み前の事故の取扱い)

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が初回保険料を払い込む前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (第2回以降の保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (解除ー保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- ② 次のア・イに掲げる事実がすべてあった場合
ア、 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
イ、 ア、 の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア、 の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

- (2) (1)の解除は、次の①・②の時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1)による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
② (1)による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当会社は、その額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条 (保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款第21条(保険料の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)①・②・⑥の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込

まなければなりません。

- (2) 普通保険約款第22条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \boxed{\text{普通保険約款第22条(2)の規定により算出した額}} - \boxed{\text{未払保険料}}$$

- (3) 普通保険約款第24条(保険料の返還・保険金額の調整の場合)(2)の規定により保険料を返還する場合は、同条(2)の規定中「別表2に掲げる短期料率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。この場合において、同条(2)に規定する既経過期間に1か月に満たない期間があるときは、これを1か月とします。

- (4) 普通保険約款第25条(保険料の返還・解除の場合)(1)・(2)の規定(注)により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \boxed{\text{普通保険約款第25条(1)・(2)の規定(注)により算出した額}} - \boxed{\text{未払保険料}}$$

(注)普通保険約款第25条(2)の規定により保険料を返還する場合は、同条(2)の規定中「別表2に掲げる短期料率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。この場合において、同条(2)に規定する既経過期間に1か月に満たない期間があるときは、これを1か月とします。

第8条(保険金支払の場合の保険料の払込み)

この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第34条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約(大口用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
み 未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険証券に大口分割の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条(保険料の返還または請求)(1)までの規定および第8条(保険金支払の場合の保険料の払込み)の規定は、これを適用しません。

第3条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料について

は、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条(初回保険料払込み前の事故の取扱い)

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が初回保険料を払い込む前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険金を支払いません。

第5条(第2回以降の保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを忘了場合は、その第2回以降の保険料の翌日以後に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、保険金を支払いません。

第6条(解除・保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

- ② 次のア・イに掲げる事実がすべてあった場合

- ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

- (2) (1)の解除は、次の①・②の時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1)による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- ② (1)②による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当会社は、その額を返還します。

(注)1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条(保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款第21条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)・(2)・(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

- (2) 普通保険約款第22条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \boxed{\text{普通保険約款第22条(2)の規定により算出した額}} - \boxed{\text{未払保険料}}$$

- (3) 普通保険約款第24条(保険料の返還・保険金額の調整の場合)(2)の規定により保険料を返還する場合は、同条(2)の規定中「別表2に掲げる短期料率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。この場合において、同条(2)に規定する既経過期間に1か月に満たない期間があるときは、これを1か月とします。

- (4) 普通保険約款第25条(保険料の返還・解除の場合)(1)・(2)の規定(注)により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \boxed{\text{普通保険約款第25条(1)・(2)の規定(注)により算出した額}} - \boxed{\text{未払保険料}}$$

(注)普通保険約款第25条(2)の規定により保険料を返還する場合は、同条(2)の規定中「別表2に掲げる短期料率」とあるのは「月割」と読み替えて適用します。この場合において、同条(2)に規定する既経過期間に1か月に満たない期間があるときは、これを1か月とします。

第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）

この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第34条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

テロ危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約に従い、直接であると間接であると問わず、次の①・②のいずれかに該当事由によって生じた損害（利益損失、営業継続費用または傷害を含みます。）に対しては、その原因がこの保険契約で補償する事故であるか否かに問わらず、保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的、宗教的または思想的な主義・主張を有する団体、個人またはこれらと連帶する者が、その主義・主張に基づいて行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器などを用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。以下同様とします。）

- ② テロ行為を抑制・防止する目的、または、テロ行為に対して報復する目的で行われる行為

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1丁目18番6号

11 水災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その2）⑥の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（特約保険料の返還）

この特約の保険料の返還については、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)および第25条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定中「別表2に掲げる短期料率」とあるのは「水災危険補償特約の別表に掲げる特別短期料率」と読み替えるものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表

特別短期料率表

特別短期料率は、特約の年料率に下記割合を乗じたものとします。

1 既経過期間が6月から11月までの間にのみある場合

既経過期間	割合 (%)
1か月までの場合	50
1か月を超えて2か月までの場合	80
2か月を超える場合	100

2 既経過期間が12月から5月までの間にのみある場合は、既経過期間を問わず、30%

3 既経過期間が6月から11月までの間および12月から5月までの間の双方にわたる場合

(1) 既経過期間が1か月までの場合

6月から11月までの間の既経過期間日数	割合 (%)
15日までの場合	40
15日を超える場合	50

(2) 既経過期間が1か月を超えて2か月までの場合

6月から11月までの間の既経過期間日数	割合 (%)
15日までの場合	55
15日を超える場合	80

(3) 既経過期間が 2 か月を超える場合

6月から11月までの間の既経過期間日数	割合 (%)
15日までの場合	55
15日を超え30日までの場合	80
30日を超え45日までの場合	95
45日を超える場合	100

42 建設・土木・荷役・農・鉱業用機械特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、当会社の保険責任が始まった時に保険の対象が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する登録、車両番号の指定または市町村長（東京都特別区の場合は都知事）交付の標識（臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。以下「登録等」といいます。）を受けていないことを条件として、保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社の保険責任が始まった時に保険の対象が既に登録等を受けていたときは、当会社は、保険契約の効力が生じなかつたものとみなし、保険料を返還します。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険の対象のうち、次の①～③のいずれかに該当する物に生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合またはこれらの物を保険の対象の本体から取り外して保管している間に損害を受けた場合は除きます。

- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ハンマー部分、フォーク・ドリル、バケット、ショベル等の歯または爪に相当する部分、ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材
- ② 工具類
- ③ ガラス部分

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の建設用機械・土木用機械・荷役機械・農業用機械・鉱業用機械とします
- (2) 潤滑油、燃料等の運転用資材は、いかなる場合でも、(1)の保険の対象には含まれません。

第4条（保険契約の失効）

普通保険約款第15条（保険契約の失効）のほか、保険契約締結の後、保険の対象が登録等を受けた場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。